

植草学園大学
障害等のある学生
支援ガイドブック
(2025 改訂版)

植草学園大学
障害等のある学生支援会議



目次

この資料について.....	3
1. 大学等における合理的配慮	4
2. キャンパスライフの各時期における支援	5
3. 支援申請の手続き	6
4. 配慮の観点	8
5. 具体的な配慮の例	9
6. 災害時の配慮.....	16
7. 支援体制	20
7. 参考資料.....	21
様式 1) 受験上の配慮申請書	
様式 2) 修学上の配慮申請書	
様式 3) 修学上の配慮 合意内容書	
様式 4-1) 合理的配慮の提供について（学内用）	
様式 4-2) 同 （非常勤教員用）	
付録 1) 学内支援体制チェックリスト	
付録 2) 災害時の支援チェックリスト	
付録 3) 植草学園大学	
障害等のある学生の修学支援ガイドライン	
付録 4) 障害を理由とする差別の解消の推進に 関する教職員対応要領	
付録 5) 障害を理由とする差別の解消の推進 に関する教職員対応要領における 留意事項	

この資料について

本学園は、「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心豊かな、たくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する」ことを建学の精神としています。そして学生、生徒、園児一人ひとりの人間性を大切にした教育を通じて、自立心と思いやりの心を育むことにより、誰をも優しく包み込む共生社会を実現する拠点となること、「地域社会における信頼を確かなものとし、安定的で特色ある教育機関としての地位を確立する」ことを、学園ビジョンとしています。

このビジョンのもとに、障害や困難性（以下、障害等）のある学生等も共に育ち合えることを目標に掲げ、インクルーシブ教育・保育に取り組んできています。学習や生活をする上での障害や困難性を理解した上で、合理的な配慮や支え合える環境づくりを行い、こうした環境の一端に学生が触れることにより、人に対するやさしさや共に成長する喜びを得ることができ、さらに、その経験が共生社会を支える担い手となる下地を育むと考えています。

本学の目指す将来像を理解し、本学で学ぼうとする障害等のある学生が、その障害を理由として、本学における教育を享受することから排除されることのないよう、全ての教職員がその理念と趣旨を共有し、その実現に向けて、障害等を抱える学生と連携していこうと考えています。

この支援ガイドでは、こうした考え方の背景となる情報の概要、推進していくべき学園の体制や組織、具体的な配慮の例、支援を開始するための手続きやそのために必要な様式等を紹介します。「障害等のある学生支援会議」を中心としながら取組とその見直しを重ね、理想とする本学のイメージに、さらに近づけていこうとするものです。

1. 大学等における合理的配慮

障害者の権利条約が批准され、関連法令の整備もなされました。平成 28 年には、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：平成 25 年制定）」が施行され、令和 3 年の改正で、事業者を含めて障害を理由とする差別を禁じ、合理的配慮の提供が義務付けられています。（合理的配慮を拒否することも差別とされています）。

合理的配慮とは

合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害者権利条約第 2 条）とされています。

さらに、「障害者が差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」（同 24 条第 5 項）ことが求められています。

障害者基本法（平成 25 年改正）による「障害者」及び「社会的障壁」の捉え方

障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第 2 条）と定義されています。また、ここでいう「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。そして、この「社会的障壁」に対して、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定（「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」）に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」としています。

大学等における合理的配慮

大学等における合理的配慮について「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（平成 24 年）では、「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」としています。

本学では

本学においては、前頁の考え方をもとに、「障害等のある学生」を対象とし、その障害等を理由に修学を断念することがないよう、学ぶ機会を確保すること、そして、高等教育の場として、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持することを基本としながら、学生の学修の機会への平等な参加を保障していこうとしています。

なお、高等教育としての質を維持するという側面から、教育の本質や評価基準の変更、他の学生に教育上多大な影響を及ぼす教育スケジュールの変更や調整は、合理的配慮として含めてはいません。

2. キャンパスライフの各時期における支援

本学を受験するにあたり、入学試験要項等に記載されている入学選考の方法等では十分に力が発揮しにくい、又はその他の手段があれば、力を発揮しやすいと思われる場合の相談から始め、在学中の学修をはじめ学生生活、卒業後の進路に関する相談や就職活動に至るまで、必要であり、かつ合理的な配慮について、教職員が連携を図りながら、共に考えていきます。

- **入学まで：** 本学を受験にあたり、入学試験要項等に記載されている入学選考の方法では十分に力が発揮しにくいと考えられる場合、又はその他の手段があれば力を発揮しやすいと思われる場合は、入試・広報課が最初の窓口になります。適当な入学選考上の配慮について相談をします。入学候補者となった場合は、入学式前に修学上の心配事項等について相談も含め、スムーズに学生生活がスタートできるよう検討をします。受験を検討する上で必要な学校説明会やオープンキャンパス等への参加についても必要に応じた配慮を行います。
- **入学後：** 入学選考時だけではなく、選考終了後から、入学後でも必要に応じて、各担任またはゼミナール担当教員をはじめ、相談のしやすい窓口（学務課、健康管理室、キャリア支援課、総務課、学術情報室など、どこでも相談しやすいところに相談できます）に配慮に関する希望を伝えるところから相談が始まります。教室で行われる授業や学内で行われる行事等、学外での学修、学生生活における様々な具体的な場面に関する適当な配慮について相談します。提供する配慮の内容等について合意した後は、学内で共通理解を図ります。また、一度合意に至った配慮についても、学生本人の状況、支援機器等支援技術の変化等を勘案しながら折に触れ、見直しを図ります。
- **就職活動：** 自身の希望や特性等を含めた自己理解をもとに、適切な進路選択と進路決定までの諸活動について、キャリア支援課も含め、相談していきます。

※相談や申請の流れについては、6～7 ページを参照してください。

※配慮の例については、9 ページ以降を参照してください。

3. 支援申請の手続き

入学選考を含め、本学の学生生活において配慮が必要であると感じる場合は、関連する事務手続きの担当部署、または、各担任やゼミナール担当教員など、まず、相談しやすいところに相談することができます。その後、相談担当の教職員を定めて、具体的な相談をスタートさせます。

- **入学選考：** オープンキャンパスや学校説明会時も含め、出願の3週間前までに入学前の相談を勧めています。事前相談や、出願手続き期間中に入試・広報課に直接相談することができます。必要に応じて、本資料巻末様式1により、受験上の配慮を申請することができます。
- **入学前：** 入学候補者となった場合、入学式を迎えるまでの間に、入試・広報課が窓口となり、学生生活上で心配なことがあれば相談することができます。本資料巻末様式2により、修学上の配慮の申請ができます。
- **入学後：** 実際に学生生活がスタートしてからも、具体的な場面で困難に感じることなどが生じた際には、各担任やゼミナール担当教員または、関連する事務手続き等の各担当部署、健康管理室など、相談しやすいところに申し出ることによって相談を始めることができます。申し出のあった場合は、その後、相談担当者を定めて、具体的な相談を進めます。実習など、学外での学修に関する相談も可能です。相談を受けた後に、学内での配慮内容やその可否について検討した上で、再度、相談を進めながら配慮に関する合意を図っていきます。
- **就職活動：** 卒業後に向けた進路選択や就労のための就職活動等に関する相談は、各担任やゼミナール担当教員又は、キャリア支援課、健康管理室に相談することができます。適性や特性を踏まえた進路選択・決定、就職活動の具体的な進め方等の相談を行います。
- **その他：** 相談の過程で、必要が生じた際には、学生本人の同意のもとに関連機関、専門家等との連携を図ることができます。また、配慮内容に関する必要な範囲の関連部署の教職員で共通理解を図ります。配慮等を開始したら、一定期間経た後に（基本的には前期・後期の末に担任等が窓口となりますが、必要が生じた際には随時、申し出てもらいます）、配慮の効果を含め、見直しを図ります。

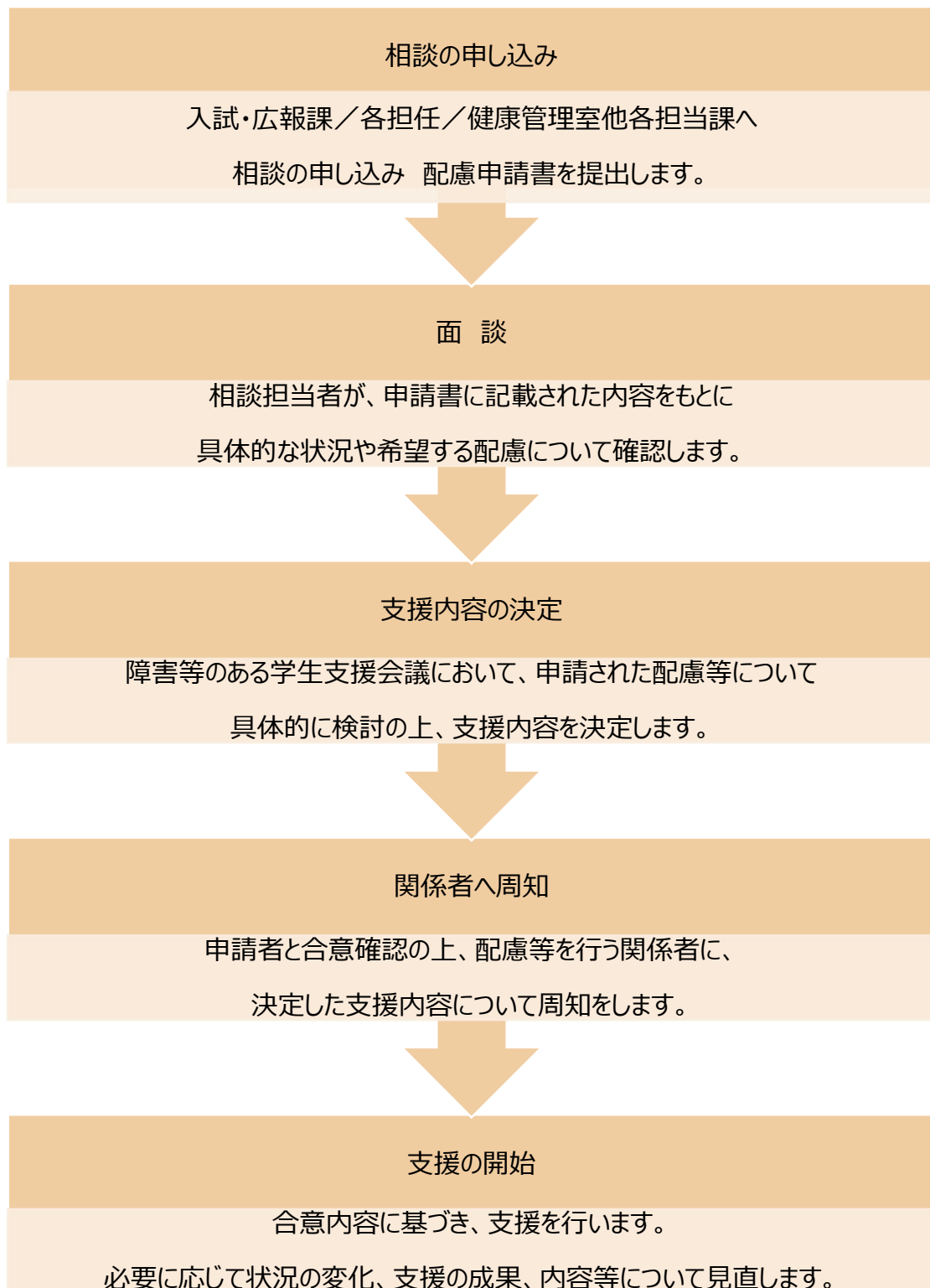
※こうした決定までの過程において、必要に応じて学生に何らかの根拠資料となるものの提出を求めます。

※合理的配慮の決定においては、学生の意思表示のプロセスを支援しつつ、その一方で大学等、授業担当教員、支援担当者による過度の干渉やハラスメントにならないよう十分留意します。

※相談の過程、配慮の運用等について異議のある場合は、相談した窓口等に申し立てをすることができます。申し立てを受けて障害等のある学生支援会議、ハラスメント委員会、学園うるおい相談員等がその解決等に当たります。

申請から支援開始までの具体的な流れは次のページの流れ図を参照してください。

＜申請から支援開始まで＞



4. 配慮の観点

以下のような観点での配慮が考えられます。

- **情報の保障**： 視覚資料の音声化や音声情報の視覚化等、緊急放送等の仲介、諸手続きについてのわかりやすい説明、学内のバリアフリー状況の明示等
- **コミュニケーションの配慮**： 聞き取りや発語等に困難のある学生のため、また、複数人数で同時進行する演習やグループ学習等において困難のある学生のためのコミュニケーション上の配慮
- **教材の配慮**： シラバスや教科書等へのアクセスのしやすさ、教材の事前提示・拡大提示等、板書事項の撮影の許可等の配慮も含む
- **実習等の配慮**： 実技、実験、学外活動、実習上の配慮、調整
- **公平な試験や成績評価への配慮**： 試験における情報保障、特性を考慮に入れた時間延長・別室受験等、教育目標の達成度を測る柔軟な方法による評価（評価基準の変更等は含まない）等
- **災害時等の配慮**： 災害時における学生の状態や特性等を考慮した、危機の予測、避難方法等に関する配慮
- **その他**： 履修登録や課題レポート作成計画への配慮、定期通院等による欠席への配慮や就職活動への配慮、学生生活や学修が不安なく行えるための配慮等

5. 具体的な配慮の例

ここでは、障害の種別ごとの配慮について例示をします。合理的配慮は本来、具体的な場面に対する個別的な内容になります。学生一人一人と、どのような困難さが生じるのか、具体的な場面を想定しながら相談していくことが大切です。また、実際に行った配慮についても、効果的な運用ができているかについて確認しながら、必要に応じて見直し、調整を図っていく必要があります。

（１）視覚障害

視覚障害には、視力の程度による困難さだけではなく、視野、光覚、色の弁別（色覚）の困難さなどがあります。視覚による情報を全く（ほとんど）得られない状態を「盲」といい、学修においては、視覚以外の感覚（聴覚、触覚等）を手段として活用し、文字は点字を使用します。また、補助具等を使いながら、保有している視覚を活用して情報を得られる状態を「弱視」といい、学修においては視覚から最大限に情報を得られるよう、見るべき対象を拡大したり、タブレット等を含む様々な補助具を活用したりします。言語化するなど聴覚からの情報を添えて補うことも必要です。

点字を使用する場合は、授業等で使用予定の資料を点訳しておいたり、事前にテキストデータにして提供し、読み上げ機能を使って内容を把握しやすくしておいたりする準備が必要になります。資料を拡大して使用する場合、予め読みやすい文字のフォントやサイズを確認しておき、それに基づいて資料を提供できるようにします。また、動画や図表等も、内容を把握しやすくしておくことが必要になります。

座席については、明るさや距離等によって見やすさが大きく異なるため、見やすい座席位置にします。板書等をする時は、書きながら、言葉を添えます。さらに、タブレット等を用いて板書を撮影し、手元で拡大して内容を確認できるようにするとよいでしょう。場合によっては、手元を明るくしたり、内容を把握できる時間的な余裕を用意したりすることも必要です。

日常生活においても、一度に全体像を把握しにくいと、必要に応じて、その時々状況を言語化して伝えることが重要になります。「あれ」、「そこ」等指示代名詞からイメージしにくいこと、慣れない場所へ移動する際にも位置関係がつかみにくいこと、位置や方向を把握するための具体的な手がかりを伝えます。通学路や教室移動のためのルートは、事前に位置関係が把握できるようにするとともに、障害物がないか確認しておくことも必要です。

なお、何らかの援助を行なおうとする場合は、いきなり誘導したり、触れたりせずに、まず声をかけ予告をした上で必要な援助を行うようにします。



図 1 拡大読書器（図書館）

（２）聴覚障害

聴力の程度や難聴の種類により、聞こえにくさは異なります。音が小さく聞こえるだけでなく、音が歪んで聞こえたり、途切れがちになったりすることもあるため、補聴器を使用していたとしても、聴覚的な情報が十分、正確に届いているとは限りません。大きい音や耳元で大きな声で伝えることが、かえって苦痛に感じることがあります。

コミュニケーションの手段では、主に手話を使用する人もあれば、手話は使わず、話し手に注意を向け、口元の動きを手がかりにすることで情報を得ている人も少なくありません（口話）。その場合、情報を得る上で、口元が見えることが不可欠になります。例えば、板書をしながら、あるいは横や下を向きながらの説明は、口元が見えなくなります。学生が発表や音読をする場合も、聴覚障害のある学生から発表者の口元が見えているかを確認する必要があります。グループの話し合いなどでは、話者が決められた順番で話す場合もあれば、自由な順番で発言することもあります。順番が一定ではない場合、話者が急に話し始めてしまうと、いつ、どの位置から発言されたかがつかみづらく、話者への認識ができるまでは情報が入りにくく、話題についていけなくなってしまうがちです。挙手等により発言を予告し、当該学生の注意が話者に向いてから話し出すようにします。

また、口元が見えていても、聞き落とししたり、聞き違ったりする場合も考えられます。こうした場合に、うまく聞き取れなかったことに気づいたとしても、もう一度説明を求めることに躊躇してしまうこともあります。重要な部分は板書やメモをするなど、視覚的に確認できるようにしておくといよいでしょう。なお、聴力自体に問題はなくても、発達障害や音声言語の聞き取りに困難をきたす聴覚情報処理障害の場合も、必要な情報を視覚的に提示することは有効な手段となります。

学生によっては、ワイヤレスマイクで音を拾い、自身の補聴器で受信するFM補聴器やロジャーという補聴援助システムを使用する場合があります。専用マイクを持参している場合には、それを利用します。その際、声を拾いやすい範囲や方向を確認しておくこと、発言者にマイクを向けることが必要です。映像教材については、字幕の入っているものを使用したり、概要をテキスト化して事前に渡しておいたりすることが必要になります。映像には、画面で直接見えていない場所からの音や声も含まれており、状況を理解する手がかりがつかみにくくなることにも留意が必要です。また、本学で導入しているUDトークも補助的に使用できます。遠隔授業の場合も、UDトークを併用することで、必要な情報がより届きやすくなります。

なお、話し合いやグループ活動なども含め、周囲で様々な声や音が入り交じる状況では必要な聴覚的情報を選択して拾っていくことが難しい状態になります。当該学生の同意を得ながら、周囲の学生に理解を図り、授業中のノイズ（私語を含む）などに関するルールを徹底することも大切です。

場合によっては学生間でノートテイクなどの協力を求めるケースもあります。授業の場合、専門的な用語や内容をその場で的確に要約することが求められる難しさもあります。



図2 UDトークの画面

（３）肢体不自由

肢体不自由は、姿勢や運動に関する四肢や体幹の機能障害や欠損等があり、日常生活や学修に困難が生じている状況です。必要な部位を動かしにくいだけでなく、意図せぬ方向に動いてしまったり、いくつかの部位を協調させて動作を行うことが難しかったりして、一つの作業を遂行するにも労力と時間を要することになります。

下肢に不自由さがある場合は、車いすを使用することになりますが、キャンパス内では、段差や通路幅の狭さが円滑な移動を妨げてしまいます。また、手前に引く「開き戸」のドアは操作がしにくくなります。授業を受けるにあたっても、教室のドアから座席まで移動しやすいスペースや幅があること、机は、車いすが収まる高さが必要です。

上肢に障害がある場合、ノートやテストの回答を記入する上で、細かいマス目等では枠内に収めることに苦勞をしたり、記入自体に時間を要することがあります。机には、作業をする上で十分な天板の広さが必要です。タブレットや PC 等の代替手段を考慮に入れたり、板書の写真を撮影し、あと

で時間をかけてノート作成ができるようにしたりする配慮が求められることがあります。また、教科書やページをめくる操作に時間がかかることも配慮が必要になるところです。こうしたことに対して、介助できる人員を用意したり、事前に資料をテキストデータ化して提供したりしておくことも考えられます。

教室間の移動も、円滑に行えるルートになっているか事前に確認しておく必要があります。移動等にも時間がかかることを考慮して、使用する教室間の距離をなるべく近くしたり、多目的トイレに近い教室を使用できるようにしたりすることも検討できるとよいでしょう。



図 3 肢体不自由児者のための学習机
(教職・公務員支援センター)

（４）内部疾患等

慢性的な疾患や難病等を抱えている学生もあります。呼吸器疾患、心臓や腎臓の疾患、糖尿病や消化器の疾患、神経疾患やアレルギー疾患、悪性新生物や種々の難病等、様々なものが考えられます。外見からはわかりにくい場合がほとんどですが、配慮点などは疾患ごとに個別性が高く、必要とされることも学生によって様々です。学内で服薬が必要とされたり、体調が安定しなかったり、疲労しやすかったりすることで、授業の途中で退席したり休憩が必要になったりすることもあるでしょう。定期通院等による授業の欠席に対して補講や代替課題等の対応が必要となることもあるかもしれません。

履修計画を立てる段階で、運動の制限や生活の規制等を考慮に入れて、受講科目に関して相談が必要な場合もあるでしょう。また、学生の了解を得た上で、主治医や健康管理室と連携を図り、緊急時等の対応方法を関係者で共有しておくことが特に必要な場合もあります。

(5) 発達障害

発達障害には、限局性学習症（LD：文字の読み書きの困難さ 計算等の困難さ）、注意欠如多動症（ADHD：多動・衝動性、不注意）、自閉スペクトラム症（ASD：社会的コミュニケーションの困難さ 限定的な興味・関心…こだわり）などが含まれています。特定領域の苦手さや行動等の傾向であるため、周囲から障害と気づかれにくく、困難さの背景が本人の努力不足等によるものと誤解されやすいところがあります。極端な不器用さのある場合もあります。また、感覚過敏により、周囲の音や明るさを大きな苦痛と感じてしまう場合もあります。

①限局性学習症

限局性学習症（LD, SLD）は、発達障害者支援法の中では学習障害とも呼ばれてきました。文部科学省の定義では、全般的な知的発達に遅れはなく、「聞く」「話す」「読む」「書く」「推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい障害を示す状態とされています。これらの原因は、視覚や聴覚、知的障害等によるものでも環境的な要因によるものでもないと考えられます。読字、書字、文章理解、文章記述、数の操作、数学的推論の特定の領域のスキルに困難さが現れます。

学修の本質的な目標を達成する手段として文字の読み書きや計算等が用いられる場合、苦手な領域による負担が大きくなることで、本来達成できるはずの目標に力を注ぎにくくなります。時間の延長、ルビを振ること、読み上げ機能を含む音声化や PC、電卓等の使用等の配慮が考えられます。文章を作成する際も手書きによらず、ワープロソフトや音声入力機能を利用することで、過度な負担を減らすことができます。短時間に正確に板書を視写することが難しい場合、画像として撮影し、後で見直せるようタブレットやスマートフォンの活用等も考えられます。

②注意欠如多動症

注意欠如多動症（ADHD）の特性がある場合には、課題等に取り組む上で、順序立てて計画的に進めること、複数の事項から優先順位を考えて取り組むこと等が苦手で、提出物を期限までに仕上げるができなかったり、不注意により、うっかり約束を忘れてしまったりすることがあります。課題の提出をはじめとするスケジュール管理については、期限を延長することもありますが、できれば、卒業後に自ら手立てを考えて仕事の計画を立て、進めることができるように支援していけることが望ましいことです。今後の予定の記録、終了期限までに目標を細分化するなど具体的な進め方や進捗状況のチェックの仕方などを、本人の使いやすいアプリ等も活用しながら一緒に考えたり、状況を確認したりすることが大切になってきます。

また、興味のあることに過度に没頭することもあります。一つのことを長く集中して続けることが苦手で、様々なことに気持ちが向いてしまいがちです。学生本人と集中しやすい条件等を考え、その状況の整え方などを相談していきます。授業に集中しやすい座席位置の配慮も考えられます。

なお、重要なことを伝える際には、聞き落としや早合点などが起こることを想定して、話者に注意が向いている状態を確認した上で、できる限り簡潔に伝え、必要に応じてポイントの復唱を求めるなどするとよいでしょう。さらに、キーワードやポイントとなる部分はできる限りメモに残すことで視覚的に繰り返し確認でき、これを習慣化してスケジュール管理につなげていくことも大切です。

③自閉スペクトラム症

自閉スペクトラム症（ASD）のある場合、見通しのもてないことに対して不安が大きく、状況の理解が苦手なため、臨機応変に行動することが苦手です。また、表情や声のトーンから感情を読み取ったり、言葉として直接表現されていない相手の意図や暗黙の了解を踏まえた理解が苦手で、伝えられた情報を文字通り受け取ってしまうこともあります。

具体的なゴールを例示したり、そこに至るプロセスを示したりすること、比喩や婉曲的な表現を避け、話者の意図を含め、具体的に明確な表現で伝えることなどが必要となります。その際、視覚的に理解することが得意な場合が多いことから、取り組む手順などの他、重要な部分、注目してほしい部分について、文字や図、チャートなどで構造化して伝えることで、より力を発揮しやすくなります。予定が変更される場合も、予め伝えておくようにします。グループ活動等においても、取り組む役割やその内容、進め方の手順、困った時の対処法などを事前に確認しておけると取り組みやすくなります。。

なお、感覚過敏があるため、イヤマフ、イヤホン（ノイズキャンセラーのついたもの）、サングラス等の手段により不快な刺激を緩和する工夫をしながら生活している場合があります。つらくなった場合には、一時退出等によって対処できるよう、その方法や手順や戻るタイミングなどをルール化しておくといでしょう。

対人関係で齟齬をきたしやすいため、想定されるトラブルを回避するための対処方法なども、“トリセツ”のような形で事前に学んでおくこともあります

④その他（トゥレット症／発達性協調運動症）

上記①から③の他に、厚生労働省のホームページでは、発達障害として考えられているものとしてトゥレット症、発達性協調運動症、吃音があげられています。ここでは、トゥレット症と発達性協調運動症について簡単に紹介します。吃音については（7）で触れています。

・**トゥレット症**は、運動性のチックと音声のチックが起こります。チックは、現在、環境や心理的な原因から起こるものではなく、体質的なものと考えられています。運動チックには、首を振ったり、身体の一部を叩くような動作をしたり、飛びあがるような動作をしたりなど、大小様々なものがあります。触ってはいけないと思う物に触れてしまうような例もあります。また、音声チックには、咳払いのようなものから、「うっ」等の声、中には甲高い声や大きい声、単語のような複雑な形となって声が出てしまうものまであります。基本的には、本人の同意を得た上で、チックによるものであることの理解を周囲に促し、とりたてて指摘するようなことをせず自然に接するようにしますが、例えば、試験などで音声チックがどうしても気になる場合は、別室受験などの配慮を考えます。

・**発達性協調運動症**は、様々な身体部位を協調させることが必要な運動や動作においてぎこちなくなってしまう極端な不器用さのある状態です。書字、キーボードの操作をはじめ、細かな作業や運転等にも課題が生じる場合もあります。急かしたりしないように時間を保障するとともに、操作のしやすい道具を選んだり、対象物を大きくしたりして、できるだけ作業に余計な緊張感をもたず自分のペースでできるような配慮を考えます。

（６）精神障害

精神障害では、うつなどの気分障害、統合失調症、不安症などがあげられます。初期は気づかれないことも多いですが、長期にわたるうちに、学修や日常生活にも大きな支障を生ずるようになっていく可能性があります。医療機関を受診し、治療が始まっている場合は、特定の時間に服薬が必要な場合があります。授業中に服用する必要がある場合等は、服用の仕方などを予め取り決めておくことが必要です。

生活や学修に影響を与えることとして、睡眠の問題があります。眠れない、起きられないなどから、授業に遅れたり、欠席したりすることにつながります。可能な範囲で資料の提供や、代替手段を講じることなどが考えられます。

授業中においても、不安を強く感じ、教室にいたことが負担となる学生もいます。予め、比較的落ち着ける座席位置の確保や、辛くなった時に退席が許可されていることが必要となる場合もあります。休息や相談のできる場所として健康管理室など、安心できるスペースや場所を利用できるように決めておくことも考えられます。また、集団の中での発言や発表も、大きな負担になる場合もあります。個別に理解度を確認したり、可能な範囲で他の手段による評価方法を用いて達成度を確認したりすることも考えます。

ただ、無理を重ねて状態が悪くなることは避けなければなりません。学生の了解を得ながら、家庭、主治医や健康管理室と連携を図っていくことが重要となります。

（７）その他

①言語障害

発話における困難さとして特定の発音が不明瞭である場合、吃音（どもること）により円滑に語音が出てこない場合、早口で発話全体が不明瞭になる場合などがあります。吃音原因は心理的なものではなく、「自信をもって」、「落ち着いて」や「ゆっくり」などの助言は、負担感を増してしまうことがあります。

発言を急かししたりすることなく、安心して最後まで表現できるように、周囲の理解を促し温かく待つ姿勢が基本になります。授業でプレゼンテーションを求められる場合も想定して、予め、その方法や必要な配慮について確認しておくことと安心して取り組むことができます。また、発表の順番についても、一定の順番でいいのか、最後にした方がよいのか、個別に行う方がよいのか相談しておくことも考えられます。学生の発言内容が伝わりにくい場合は、文脈から想像した上で意図の確認をしたり、場合によっては補助的な手段を併用したりして、最終的には伝わったという達成感でコミュニケーションが終わるようにします。評価の際には、表現の表面的な形ではなく、内容面を重視するようにします。

② 選択性緘黙（場面緘黙）

家庭では自由に話せても、学校など特定の場面では話せなくなってしまうことを、選択性（場面）緘黙と言います。話すことだけでなく、何らかの判断をして行動に移すことができにくくなってしまう場合もあります。

こうした選択性（場面）緘黙やその既往のある学生に対しては、本人の意向を確認した上で、発話の必要な場面で代替手段を用いたり、選択肢を用意したりするなど意思を表出しやすい工夫が考えられ

ます。また、ペアやグループの活動で求められる内容について、個別に確認する機会を設けることが必要になる場合もあります。表現に対する負担感を低減し、学修の目標が達成しやすいようにします。

③ 性別違和

戸籍上割り振られた性別と一致しない性自認のある学生もいます。戸籍上の男女別に分けられたトイレや更衣室の使用等に対しての著しい抵抗感を感じている場合もあります。本人の希望を丁寧に聞きながら、周囲の学生の受け止めを促進しつつ、調整を図っていくことが必要です。必要に応じて、特定のトイレや更衣のための場所を定める場合もあります。また、提出書類等に本来不要な性別欄の記載を求めているか、グループ分けの際に機械的に性別で分けていないか等、日常を見直すことも求められます。これらは、学生の理解を得た上で実習先等とも連携を図ることが必要になります。

なお、戸籍上の名前ではなく、通称の使用を希望する学生もあるため、その場合は通称使用届けなどで申請を行います。

④ その他

また、怪我や一時的な疾病などの理由で一定期間、困難さが生じ、学修や学生生活に大きな支障をきたす場合は、上記の例に準じる形で検討の対象と考える場合があります。

6. 災害時の配慮

緊急災害時には、まず、安全に第一次避難場所に向かえるために、必要な情報が確実に届くこと、移動が妨げられないこと、援助が必要な際に求める手段があることが必要です。また、避難が長期間継続される場合は、必要な情報が得られること、見通しが持てること、混乱を生む状況を可能な限り避けられること、健康状態を維持するための手だてが講じられること（投薬、アレルギー対応、電源等）などが必要です。事前に想定されることを学生本人と相談し、具体的な準備をしておかなければなりません。

（１）学内の体制整備

緊急災害時において、障害のある学生が安心・安全に避難できるよう、日頃から以下のような体制を整えておくことが必要になります。

- ・学生本人と様々な状況下を想定し、必要な支援を確認し、関係教職員で共有しておく。
- ・緊急時の情報伝達方法を確立しておく。
- ・状況に応じた避難方法やその経路、支援方法を確認しておく。

学内の避難訓練時に、想定される状況をシミュレーションしながら実施する。

訓練時も含め、当該の学生が安全に避難できているか個別に安否確認ができるようにしておく。

- ・服薬等必要な医療情報等を共有し、備えておく。

（２）各障害に応じた災害時の配慮

各障害に応じた災害時の困難さや必要な配慮等には、以下のようなことが考えられます。

① 視覚障害がある学生の場合

想定される困難さ：起こっている状況を視覚的に把握しにくい。

避難すべき方向、移動経路の安全状況が把握しにくい。

必要な配慮や支援：一次情報を構内放送と同時にメールまたは SNS により送信する。

その後の追加や変更についても同様とする（端末で音声化する）。

避難経路に慣れておく（通行路に障害物を置かない）。

学生間で避難誘導できるよう、サポート体制を整えておく。

併せて、関係する教職員が、当該学生の居場所や避難状況を確認し、必要に応じて保護・誘導に当たる。

② 聴覚障害がある学生の場合

想定される困難さ：災害や避難に関する構内放送を含む音声による指示伝達の把握が難しい。

周囲の音から状況の変化を把握しにくい（特に視覚に入らない変化）。

必要な配慮や支援：一次情報を構内放送と同時にメールまたは SNS により送信する。

その後の追加や変更についても同様とする。

学生間で必要な情報を仲介できるよう、サポート体制を整えておく。

併せて、関係する教職員が当該学生の居場所や避難状況を確認する。

※ Wi-Fi の電波が届きにくい箇所を学生と把握し、情報を得やすくする。

通訳用アプリ（文字変換）、筆談できるボード等の準備をしておく。

③ 肢体不自由のある学生の場合

想定される困難さ：避難のための移動がスムーズにできない。

エレベーターが使用不能になっている場合も想定される。

必要な配慮や支援：想定される状況による避難の仕方をシミュレーションしておく。

学生間で、必要な支援ができるよう、サポート体制を整えておく。

※ 車椅子ごと避難（最低 4 名）・身体補助により避難（最低 2 名）

関係する教職員が居場所や避難状況を確認し、必要に応じて支援にあたる。

④ 内部疾患等のある学生の場合

想定される困難さ：学生の状態により異なるため、予め個別に確認が必要。

特に避難が長期に及ぶ場合の投薬等の備えや体調悪化時の対応等。

必要な配慮や支援：想定される状況により避難や処置の仕方をシミュレーションしておく。

関係する教員が居場所や避難場所の状況、体調等を確認し

必要に応じて支援にあたる。

主治医や健康管理室等と連携し、体調急変時等の対応も含め、関係教職員で共有しておく（常用薬、頓服薬、エピペン等）。

⑤ 発達障害のある学生の場合

想定される困難さ：必要な情報の見逃し、聞き逃し、状況把握の困難、憶測による不適切な判断

見通しの持ちにくさ、慣れない環境からの不安や混乱やストレス反応の強さ

援助を求めることの困難さ

（不安によるこだわりの増加、同一の質問の繰り返し等）

必要な配慮や支援：一次情報を構内放送と同時にメールまたは SNS により送信する。

その後の追加や変更についても同様とする。

日頃から想定される状況に応じた行動の手順、困った時の対応手段等を文字、図、チャート等に表示、確認しておく。

関係する教職員が居場所や避難状況、困っていること等を確認する。

可能な範囲で避難場所にパーテーション等を利用し落ち着ける空間を用意する。

避難途中、避難場所での指示等は具体的に伝えとともに、学生間で個別に確認したり、視覚的に示せる手段を用いたりする。

⑥ 精神障害のある学生の場合

想定される困難さ：非日常的な状況が続き、ストレスが増大することによる体調への影響。

避難が続く場合の薬の不足や体調悪化時の対応。

必要な配慮や支援：関係する教職員が居場所や避難場所の状況、体調等を確認、必要に応じて支援にあたる。

可能な範囲で避難場所にパーテーション等を利用して落ち着ける空間、刺激の少ない状況を用意する。

避難が長期に及ぶ場合の体調の維持、投薬の管理等について、主治医や健康管理室と連携を図り、必要な範囲で共有しておく。

⑦ その他

言語障害や選択性（場面）緘黙等のある場合、困っていても、それをなかなか伝えられずにいることが考えられます。当該の学生の状況を把握し、困っている状況を確認したり、必要に応じて伝える手段を工夫したりします。

性別違和のある学生の場合、不特定多数と一緒に過ごす中で、トイレや更衣の問題などで過度に我慢を強いられた状況に置かれている可能性が考えられます。積極的に声をかけながら、使用の時間帯や場所を周囲と調整するための仲介をするなど、ストレスが大きく積み重ならないようにしていきます。

また、アレルギー疾患がある学生もいます。備蓄している食料にアレルゲンとなる成分が含まれていないか確認しておきます。さらに、避難生活が続く事態も考慮に入れて、安全に摂れる対応食を準備しておくことが求められます。

【主な連携先】

	場所	名称	連絡先
自治体	千葉市	防災対策課	043-245-5113
	若葉区	地域づくり支援課	043-233-8124
災害拠点病院等	美浜区	千葉県総合救急災害医療センター（基幹）	043-239-3333
	中央区	千葉市立青葉病院	043-227-1131
	中央区	国立病院機構千葉医療センター	043-251-5311
	中央区	千葉大学医学部附属病院	043-222-7171
	美浜区	千葉市立海浜病院	043-277-7711
	四街道市	徳洲会病院（※災害医療協力病院）	043-214-0111

【コミュニケーション支援ボード等】

日頃、音声言語によりコミュニケーションができていても、強いストレス状況下では、その力を発揮できなくなってしまう人もあります。そのような様子が見られた際に、静かで落ち着ける空間が用意できればよいのですが、大勢が避難している場合は、それも難しくなることが予想されます。例えば筆談に備えたノートやメモ、ボード等を準備しておくといよいでしょう。

なお、下記は千葉市のホームページで紹介されているコミュニケーション支援ボードですが、こうした例を参考に、楽にコミュニケーションができる手だてを工夫することも、場合によっては必要になります。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/documents/shienshayoua3omote.pdf>

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/documents/shienshayoua3ura.pdf>

7. 支援体制

本学では、「障害等のある学生支援会議」を中心に、障害等により学修等に困難さが想定される学生が、有意義な学生生活を送ることができるようにしていきます。

- **相談の窓口**：入学前は入試・広報課が窓口になります。入学後は、各担任やゼミナール担当教員をはじめ、相談しやすい窓口（学務課、健康管理室、キャリア支援課、学術情報室など）に相談できます。その後、改めて面談の主な担当教職員を決め、学内の関係者で連携を図り、検討を進めていきます。
- **支援の決定**：「障害等のある学生支援会議」を経て、配慮内容やその可否を検討し、申請のあった学生との合意形成を図っていきます。
- **学内外の連携**：当該学生と相談の上、必要範囲の学内教職員が配慮事項等を共有します。また、学生の同意を得ながら、必要に応じて入学前の高等学校、専門機関等との連携、学外での実習先との連携、就職活動における連携を図っていきます。
- **配慮事項の見直し**：決定した配慮事項については、必要に応じて見直しを図ります。
- **情報の公開**：障害等のある学生への支援に関するガイドライン、支援体制、支援内容例等について学園ホームページを通じて情報公開をします。
- **異議の申し立て**：合意の上で運用を開始した配慮や、その実施状況等について異議を申し立てることができます。問題が生じた際には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」第8条、第9条により、適切に対処します。

8. 資料（様式等）

（１）希望する配慮の申し出

<入学選考時>

様式 1「受験上の配慮申請書」により、受験にあたり、検討が必要と思われる内容、心配事項、希望する配慮等を申請します。これに対して、必要に応じ、配慮の具体的根拠となる資料（障害者手帳の写し、診断書、専門家による意見書、高校時の個別の教育支援計画等配慮の実績に関する資料等）の提供を求めます。

※高校訪問、学校説明会、オープンキャンパス等の機会を利用したり、ホームページで告知したりして、各選考の出願開始 3 週間前までに入試前の相談を勧め、受験当日に円滑な配慮ができるようにしていきます。

<入学決定から入学前まで>

様式 2「修学上の配慮申請書」により、入学後の学生生活の様々な場面を想定した上で、検討が必要と思われる内容、心配事項、希望する配慮等を申請します。

<入学後：随時>

様式 2「修学上の配慮申請書」により、入学後の学生生活の様々な場面を想定した上で、検討が必要と思われる内容、心配事項、希望する配慮等を申請します。

入学決定後の申請においても、必要に応じて、配慮の具体的根拠となる資料（診断書、専門家による意見書、高校時の個別の教育支援計画等配慮の実績に関する資料等）の提供を求めます。

（２）配慮の決定まで

様式 1 または 2 をもとに、相談担当となった教職員が学生本人（または保護者も含めて）と面接を行い、申し出のあった内容について具体的に確認をします。確認の後に、「障害等のある学生支援会議」で検討を行い、配慮の内容やその可否、具体的な配慮の進め方について、再度面接を通し、合意に向けて調整を行います。

（３）配慮事項についての合意

様式 3「修学上の配慮 合意内容書」をもって、学園が学生に行う配慮内容を確定します。

（４）各教職員等への周知

様式 4 - 1, 2「学生の合理的配慮の提供について」により、申し出のあった授業等における配慮に関して関係教職員に周知を図ります。周知を図る範囲も当該学生と確認をします。

様式1) 受験上の配慮申請書

受験上の配慮が必要な方へ	
植草学園大学を志願する方で障害等があり、受験上および修学上の配慮を必要とする場合は、出願3週間前までに相談の上、以下に記入し提出してください。本学が必要と認めた場合には、受験上の配慮を行います。なお、以下の申請書および面談の内容は、受験上の配慮について確認するためのものであり、可否とは一切関係がありません。	

植草学園大学 受験上の配慮申請書

申請日 令和 年 月 日

志望する学部・学科に○印をしてください

☐	植草学園大学	発達教育学部	発達支援教育学科
☐	植草学園大学	保健医療学部	リハビリテーション学科（理学）
☐	植草学園大学	保健医療学部	リハビリテーション学科（作業）
☐	植草学園大学	看護学部	看護学科

フリガナ	生年月日			性別
氏名	(姓)	(名)	昭和 平成 年 月 日生	
連絡先	〒 電話 ー ー ※確実に連絡が取れる番号を記入してください			
出身学校	都道府県 立	高等学校 学校	全日制 定時制 通信制 年 月 卒業・卒業見込	
診断名			診断書の有無	有 ・ 無
現 症	症状、その他参考となる経過・現症を具体的に記入してください。			

受験上および修学上において希望する配慮事項について具体的に記入してください。該当がない項目には「なし」と記入してください。

<受験上の配慮を希望する事項>

<出身学校でなされていた配慮>

<日常生活の状況>

様式2) 修学上の配慮申請書

植草学園大学 修学上の配慮申請書

申請日 令和 年 月 日

学部・学科・専攻に○印をしてください

☐	植草学園大学	発達教育学部	発達支援教育学科
☐	植草学園大学	保健医療学部	リハビリテーション学科 (理学)
☐	植草学園大学	保健医療学部	リハビリテーション学科 (作業)
☐	植草学園大学	看護学部	看護学科

フリガナ			生年月日	性別
氏 名	(姓)	(名)	昭和 平成 年 月 日生	
連絡先	〒 電話 — —			
状況	具体的な状況、その他参考となる経過等をご記入してください。(別途、関係書類等の提出についてご相談する場合があります)			

入学後の修学及び生活に関する配慮を希望する場合には、以下の項目に記入してください。該当がない項目には「なし」と記入してください。
なお、面接等により、記入事項について伺うことがあります。

1. 修学に関すること	
1) 講義	
2) 演習・実験	
3) 体育実技、ピアノ演奏等	
4) 学外で行われる実習、インターンシップ活動、ボランティア活動等	
5) その他	
2. 学生生活に関すること	
1) 学内設備の利用	

2)通学
3)健康管理室の利用
4)その他
5)その他に配慮が必要と考えられることがありましたらお書きください。

* 医師の診断書や障害者手帳がある場合は、その写しを添付してください。

* 周りの友達にも配慮をお願いするかどうかについては、面接の際に相談させていただきます。

<入学前に高校等で受けていた配慮> * 入学選考時に受験上の配慮申請で記載した場合は記載不要

--

様式3) 修学上の配慮 合意内容書

様式3)

年 月 日

様

植草学園大学
学 長

修学上の配慮 合意内容書

年 月 日付け「修学上の配慮申請書」に基づく検討の結果、下記の通り
配慮の提供を行うことについて 合意いたします。

記

1 学生

所 属	
学籍番号	
氏 名	
備 考	

2 合意内容

対象事項	配慮内容

様式 4 -1) 合理的配慮の提供について (学内)

様式 4 - 1)

年 月 日

関係教職員各位

植草学園大学

学 長

学生への合理的配慮の提供について

このことについて、本学「障害等のある学生支援会議」において検討の上、下記のとおり合意致しましたので、よろしくお取り計らいください。

記

1 学生

所 属	
学籍番号	
氏 名	
備 考	

2 学生の状況及び配慮内容等

対象事項	配慮内容

3 その他

様式 4-2) 合理的配慮の提供について (非常勤教員用)

様式 4-2)

年 月 日

先生
(非常勤担当教員)

植草学園大学
学 長

学生の合理的配慮の提供について (依頼)

平素より本学の教育につきまして多大なるご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

本年度、障害等を理由に修学上の合理的配慮を要する学生から配慮の申請がありました。「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、学内「障害等のある学生支援会議」において検討の結果、別紙のと通りの合理的配慮を提供することとなりました。

つきましては、当該学生が下記の通り、先生のご担当授業科目も履修しておりますので、ご配慮方、よろしくお願いいたします。

なお、ご承諾について、別紙 2 にてご返答願います。

記

1 学生

所 属	
学籍番号	
氏 名	
備 考	

2 学生の状況及び配慮内容等

対象事項	配慮内容

3 その他

年 月 日までに別紙 2 にてご回答願います。

ご返答期日 年 月 日

連絡・問合せ先担当者

電 話

e-mail

別紙2)

植草学園大学

学 長

様

学生の合理的配慮の提供について（回答）

年 月 日付けで依頼のありましたこのことにつきまして
下記の通り 承諾いたします。

記

1 授業科目名 _____ (曜日 限)

2 その他（特記事項等）

氏名

年 月 日

付録 1) 学内支援体制チェックリスト

場 面		支 援 内 容
入学まで	オープンキャンパス/入試説明会	☐ 開催案内（ウェブサイト・チラシなど）や当日の資料を、障害のある学生にも使いやすいように整備する。
		☐ 障害のある学生のための相談窓口や、提供できる情報（受験上の配慮や入学後の支援内容など）を準備する。
		☐ 終了後は、得た情報を関係部署（入試・教員・支援組織など）と共有する。
	入学試験前	☐ 募集要項に、実施している受験上の配慮や、問い合わせ窓口を明記する。
		☐ 受験前相談があった場合は、関係部署（入試・教員・支援組織等）と情報共有を行ない、連携して話し合いを行なう。
	入学試験	☐ 受験上の配慮の実施にあたっては、関係する教職員（障害の状態や配慮の内容によっては警備担当者や保健管理センターなどにも）に情報を提供し、円滑な配慮の実施に努める。配慮内容は、大学入試センター試験における「受験上の配慮」（P. 262参照）も参考にしながら検討すると良い。
	合格後	☐ 合格した障害のある学生の情報を、速やかに関係部署（教員・支援組織・教務・学生等）に引き継ぐ。
		☐ 合格後の早い時期に障害のある学生と話し合い、財務や施設等の事務組織とも情報共有を行なって入学に備える。
		☐ 必要な設備や構内動線は、利用する障害のある学生にも確認しながら整備する。
学習支援	履 修	☐ シラバスや履修登録に関する資料を障害のある学生にも使いやすいように整備する。
		☐ そのままでは履修が難しい科目については、関係部署（教務・関係教員・支援組織等）で連携して検討を行なう。
	授 業	☐ 配慮内容や支援内容について、関係部署（教員・支援組織・教務・学生等）で常に最新の情報を共有する。
	評 価	☐ 試験等の実施にあたっては、障害のある学生や関係部署（教務・教員・支援組織等）と適切な配慮について検討を行ない、実施する。
学生生活支援		☐ 障害のある学生が相談するためのわかりやすい窓口を設ける。窓口は一本化されているとなお良い。
		☐ 障害のある学生との話し合いを定期的に実施し、状況の把握や支援内容の見直しを行なう。
		☐ 窓口や支援内容について、機会があるごとに全学に周知して、学内の障害のある学生や教職員に伝わるように努める。
		☐ 学内各部署に障害学生担当者を置き、必要な情報共有や連携を常に行なえるようにしておく。
就職支援		☐ 就職支援部署でも障害のある学生の状況を把握しておき、いつでも本人や企業に対応できるようにしておく。
		☐ 障害者雇用率制度や外部支援機関等、障害者雇用に関する情報を収集しておき、学生からの相談に備える。
		☐ 障害のある学生の就職活動に関する情報保障や配慮について、支援組織などと連携して支援を行なう。

日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(H26 版)より

付録 2) 災害時の支援チェックリスト

確 認 事 項	
学内支援体制	☐ 障害のある学生本人からの申告に基づき、災害時に必要な支援を把握した上で、必要な範囲で関係の教職員等に周知しておく。
	☐ 避難方法と経路、及び被災場面に応じた支援方法を決めておく。
	☐ 緊急時の所在や安否情報、被災状況等を確認するための体制を構築し、関係者間で連絡手順を確認しておく。
	☐ 障害のある学生本人の同意のもと、保健管理センター等と医療情報を共有しておく。
情報発信・配信	☐ 大学等が、緊急の情報をリアルタイムで受信できるシステムを構築する。
	☐ 障害のある学生と大学等で、連絡手段となるツールを相談しておく。
	☐ インターネット等を活用して、学生への情報発信に努める。
設備・訓練等	☐ 避難時に必要な設備・機材を適切な場所に配置し、使用方法を周知した上でシミュレーションをしておく。
	☐ 障害のある学生の避難方法や経路を確認するための避難訓練を実施する。
	☐ 教職員や周囲の学生を対象とした理解啓発講座や、障害のある学生自身の防災・減災意識を高めるための防災教育を実施する。
	☐ 緊急時に、必要な支援の要望を周囲に適切に伝えることができるよう、本人の主体性を育てると共に具体的な方法を確認しておく。
連携先の確認	☐ 避難や支援等に関わる情報の入手先や、医療機関・支援機関等の連絡先を確認しておく。
	☐ 市区町村役場（防災担当課）
	☐ 災害時拠点病院
	☐ 周辺医療機関
	☐ 近隣の大学等
	☐ 支援団体

日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(H26 版)より

付録3)

植草学園大学障害等のある学生の修学支援に関するガイドライン

1 目的

植草学園大学（以下「本学」）に就業する全ての教職員（以下「教職員」）が、建学の精神や植草学園の中期計画（2024-2029）、「学園ビジョン」を背景にして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）、及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（令和6年1月17日通知 5文科初第1788号）に基づき、障害のある学生に対する差別の解消を推進するとともに、障害の状況に応じた合理的配慮による支援（以下「支援」）を行うために必要な事項を定める。

2 定義

（1）障害等のある学生

科目等履修生、委託研究生を含む本学に在籍する全ての学生または、本学の受験を検討する者、本学に入学するための選考を受ける者（以下「受験者」）のうち、障害者基本法第2条第1項に定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。また、本学「障害等のある学生支援会議」において、これに準ずると判断された者。

（2）社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

3 支援内容

（1）合理的配慮の提供

本学は、障害等のある学生から社会的障壁の除去を希望する旨の表明がなされた場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害等のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、状況に応じた合理的配慮の提供を行うものとする。

教職員は、障害等のある学生から社会的障壁の除去を希望する旨の表明がない場合であっても、当該学生がその除去を必要としていることが明白である場合は、当該学生に対して合理的配慮の提案を行うものとする。

（2）合理的配慮の提供に係る過重な負担

合理的配慮の提供にあたっては、当該配慮により、教育及び研究等への影響の程度（目的、内容を損なうことがないか）、実現可能性の程度（費用を含む物理的・技能的制約、人的・体制的制約）等から、個別の事案ごとに検討を行い、過重な負担に当たると判断された場合は、障害等のある学生に理解が得られるようその理由を説明し、可能な配慮内容について合意形成を図る。

（3）決定された配慮の見直し

教職員は、障害等のある学生に提供する合理的配慮について、障害や環境等の状況が変化することと合わせ、当該学生とともに、学期末等適宜、見直しを行うとともに、関係教職員に周知を図る。

4 相談体制の整備

本学は、障害等のある学生に対する合理的配慮に関する相談に適切に応じるための相談体制を整備する。

(1) 相談窓口

障害等のある学生及びその家族等からの相談に応じるため、下記①から⑤を主な窓口とし、必要に応じて①から⑧の関係部局等が連携しながら対応するものとする。

- ①健康管理室
- ②当該学生の担任またはゼミナール担当教員
- ③学務課
- ④入試・広報課
- ⑤キャリア支援課
- ⑥学術情報室
- ⑦インクルーシブ社会創成センター
- ⑧その他 関係教職員

(2) 決定までの手続き

合理的配慮に関する申請があった場合、当該学生から具体的な状況、希望等の聴取を行った上で、希望する配慮の可否や、実行する場合の配慮内容やその程度等について検討する。検討した結果は、当該学生に示し、双方の合意に努めるものとする。具体的な手続きについては、別途「障害等のある学生支援ガイド」に定める。なお、その過程で、必要に応じて根拠となる資料の提供を求めることができる。

(3) 「障害等のある学生支援会議」の役割

上記(1)、(2)を進めるにあたり、「障害等のある学生支援会議」は以下を行う。

- ① 学生からの申請に対して、相談担当者を指名する。
- ② 相談担当者が学生から聴取した状況、希望等について検討する。
- ③ 担任等が学務課と連携の上、決定した配慮内容を関係する部署に周知する。
- ④ 決定した配慮の運用については、学期末等に評価を行う。

なお、②、③、④については「障害等のある学生支援会議専門委員」と連携を図る。

5 情報公開と個人情報の保護

本学は、障害等のある学生に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の提供に関わる情報を、ホームページ等を通じて公開することとする。

本学は、本ガイドラインの目的遂行上収集した情報について、別に定める学校法人植草学園個人情報保護方針及び植草学園個人情報保護規定に則り、適切に扱うものとする。

6 研修・啓発

本学は、教職員に対し、障害等のある学生へ適切に対応するために必要な研修・啓発を行うものとする。

7 ガイドラインの見直し

本学は、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらし得ることから、必要に応じて本ガイドラインの見直し、充実を図るものとする。また、この際、学内外における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の事例等を踏まえ、必要に応じた内容の修正を図る。

8 その他

合理的配慮に関して学生等から異議申し立てがあった際、または障害等のある学生への差別に関する問題が生じた際には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」第8条、第9条により、適切に対処する。

附則

このガイドラインは令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

このガイドラインは令和 3年 4月 1日から施行する。

附則

このガイドラインは令和 6年 4月 1日から施行する。

附則

このガイドラインは令和 7年 4月 1日から施行する。

付録 4)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）に即して、学校法人植草学園大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。また、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。その際には、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。

一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

三 費用・負担の程度

四 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- 一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- 二 総括監督責任者 理事（総務担当）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- 三 監督責任者 事務局長をもって充て、各課・室における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、各課・室における監督者を指定し、各課・室における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- 四 監督者 大学学部長、短期大学学科長及び、就業規程第15条に規定する勤務管理補助者のうちから各課・室長をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
 - 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じ、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。また、性的マイノリティについても同様に留意する。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことも有効である。

- 2 第1項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮の提案を行うものとする。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。また、合理的配慮の内容やその成果、状況の変化等について、学期末等必要に応じて見直しを図り、その都度、関係教職員に周知を図ることとする。

（相談体制の整備）

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- 一 健康管理室
- 二 担任又はゼミナール担当教員
- 三 学務課
- 四 入試・広報課
- 五 キャリア支援課
- 六 学術情報室
- 七 インクルーシブ社会創成センター
- 八 その他 関係教職員

（紛争の防止等のための体制の整備）

第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会等は、下記のとおりとする。

- 一 障害等のある学生支援会議
- 二 ハラスメント委員会
- 三 学園うるおい相談員
- 四 学長が設置する第三者委員会

（教職員への研修・啓発）

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のと通りの研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

（懲戒処分等）

第11条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則規程第45条第13号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則 この対応要領は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この対応要領は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付録 5)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第 6 条及び第 7 条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第 1 不当な差別的取扱いに関する例（第 6 条関係）

対応要領第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること

第 2 合理的配慮に関する例（第 7 条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者

に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館・PC室・メディアセンター、教職・公務員支援センター、実験演習・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、正門前に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に臨時の休憩スペースを設けること
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材にテキストベースの解説資料を用意したり、字幕を付与したりして用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること
- 授業中のディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験において注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、代替手段の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること ○ 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 実験・演習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別に補助者等を用意すること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICT を活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること

- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること
- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること

(合理的配慮の提供義務に反しなないと考えられる例)

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)
- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい(卒業要件を変更して単位認定をしてほしい)と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

(合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例)

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施(環境の整備)するとともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと(合理的配慮)
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行う補助者等を提供すること(合理的配慮)
- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う(環境の整備)とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること(合理的配慮)
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う(合理的配慮)とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行うこと(環境の整備)
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする(環境の整備)とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること(合理的配慮)

植草学園大学
障害等のある学生支援ガイド(2025 改訂版)

植草学園大学 障害等のある学生支援会議

令和7年3月31日